

仕 様 書

1. 事業名

広域ガイドの育成・活用を通じた欧米豪富裕旅行層向け瀬戸内周遊促進事業

2. 履行期間

契約締結の日～令和5年3月17日（金）

3. 事業の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という。）は、瀬戸内を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）が合同して瀬戸内ブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目指して、瀬戸内地域の美しい景観や伝統文化、芸術、食の魅力など海外から選好される魅力ある観光地域づくりを促進し、もって旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域活性化を図っている。

本事業では、欧米豪市場からの訪日外国人観光客（富裕旅行者含む）の同地域における周遊旅行の満足度および消費額向上に向けた着地整備の一環として、旅の価値を高める重要な要素の一つであるガイド機能に着目し、瀬戸内エリア各所を周遊する旅行者のガイドニーズに対して応えることのできる、各所について十分な知識を有したガイド人材の発掘育成及び広域周遊ガイドを組み込んだ瀬戸内地域を周遊するコンテンツの開発・販売及びそれに向けたネットワーク構築等を図る。

4. 活動指針

本事業の目的を実現するために、以下のステップを柱に事業展開し、年度内に確実に所期の成果を得るべく計画し、遂行すること。いずれのステップにおいても、瀬戸内地域の周遊旅行につながり、かつ造成、販売を意識した取り組みとすること。

STEP1：瀬戸内地域を広域周遊させることを意識した、ガイドを活用するコンテンツ（ルート等）の企画及び広域ガイドを組み込んだ瀬戸内地域を周遊する商品の造成。

STEP2：ポテンシャルのあるガイド人材を発掘し、彼らに対して必要な知識、技能を習得させるための講座の実施。演習は単なる座学演習にとどまらず、彼ら同士のネットワーク構築を意識した内容とする。その結果、瀬戸内地域を同一ガイドで広域周遊したい市場ニーズに応える人材の育成を行う。

※マーケットニーズに応えるためのスキルアップ講座。座学、実地研修の組み合わせを想定。

STEP3：ガイドを活用した造成コンテンツの販売、旅行会社等とのネットワーク構築。

※広域ガイドを組み込んだ周遊コンテンツの開発、旅行会社等での販売。

さらに、育成したガイドと旅行会社等とのネットワーク構築。

オフラインで実施するものに関しては特に、新型コロナウイルス感染及び移動制限措置等に伴うリスクを加味したうえで適宜機構と協議の上、実施すること。

5. 使用言語

機構への連絡は日本語で行うこと。

6. 業務内容

本事業のターゲットとなるマーケットのニーズを把握した上で、重複エリアのある他の広域連携DMOと連絡・調整を図りつつ、地域DMO及び地域連携DMO(以下、地域DMO等)、自治体、事業者等の多様な関係者と連携及び役割分担をしながら、以下のⅠ～Ⅲ(7つの実施内容(①～⑦))の各項目およびⅣ報告業務を実施する。

(Ⅰ) 滞在コンテンツ造成事業

〈実施内容〉

① 周遊型商品の造成

「広域周遊モデルルート」を基にしたコンテンツの企画。

- ・瀬戸内7県のうち少なくとも2県以上にまたがる「広域周遊モデルルート」を6ルート提案すること。また、それらのルートで訪れる目的地を総じると、瀬戸内7県全て訪れているように企画、提案すること。
- ・「広域周遊モデルルート」の企画、提案にあたっては、新規の観光地や体験等だけでなく、「機構サイト (<https://contents.setouchitrip.com/>)」に記載の既存コンテンツの活用も意識すること。
- ・せとうち観光推進機構が掲げる「クルーズ」「サイクリング」「アート」「食」「宿」「地域産品」を十分意識して検討すること。
- ・「広域周遊モデルルート」は、瀬戸内地域の何処かを基点とし、そこから瀬戸内地域内を広域に周遊する、1日から1週間程度、同一のガイドが付く旅行プランとすること。
- ・同商品は、海外からの旅行者が瀬戸内地域を巡る期間に対する旅行商品であり、全体行程に組み込まれることを前提に、その間をできるだけ広域に周遊されるようなルートを企画提案すること。
- ・この「広域周遊モデルルート」は、(Ⅱ) 受入環境整備事業で育成するガイドが組み込まれ、活躍できることを前提にすること。なお、対応言語は英語とし、ドイツ語、フランス語の対応もできることが望ましい。
- ・受託後、「広域周遊モデルルート」の詳細作成にあたっては、関係自治体、地元事業者等のニーズを集約し適宜反映すること。
- ・「広域周遊モデルルート」完成に向けた下記 FAM ツアー(モニターツアー)

実施までに有識者（専門家）ヒアリングを実施すること。

→専門家は拠点単独だけでなく、瀬戸内域内の広域ガイド経験が豊富である者とする。

② 旅行会社・OTA 等に対する FAM ツアー（モニターツアー）の実施

上記①の「広域周遊モデルルート」作成後、旅行商品を造成するための旅行会社・OTA を対象とした FAM ツアー（モニターツアー）を実施すること。

- ・本ツアーの実施にあたっては、実際の商流構築につながる DMC、ランオペ等の商品造成等に関わる人材を中心に招請すること。
- ・本ツアーは、行程や目的地の選定のみならず、広域ガイド同行時における旅行者目線での課題把握を行うことも目的とすることから、招請にあたっては、事前に招請者と協議を行い、事前理解を促すとともに、同ツアー内で課題とその解決策の把握を行い、磨き上げに繋げること。
- ・本ツアーは、1 件につき最低 2 県跨ぎ以上の周遊を想定し、全ての行程を合わせると 7 県が網羅されているようにすること。
- ・本ツアーにおける課題や解決策については、ヒアリングやアンケート調査等により具体的に把握すること。
- ・次年度以降も引き続き、セールスが継続できる内容であること。

③ 商品販売に向けた魅力付け等磨き上げ

上記②終了後、(Ⅲ) 旅行商品流通環境整備事業での商談等に活かすべく、②で得られた課題等の解決策の反映等、商品販売に向けた魅力付け等を行うこと。

<詳細及び留意事項>

- ・招請者：欧米豪（米、英、仏、独、豪）市場に精通した 3 事業者程度とする。
※招請者の選定にあたっては、事前に機構と協議の上で決定すること。
- ・本ツアーの提案に際しては、行程のみならず招請者の選定から具体的な磨き上げの反映までの内容を明記すること。
- ・本ツアー検証結果の取りまとめを行う担当者をツアーに随行させること。
- ・受託事業者自体にコンテンツ造成を行える人材がいる場合、社内からの専門家の選出も可とする。
- ・瀬戸内地域内での移動は視察地（コース）を効率的に訪問できるよう、公共交通機関や専用車両の利用を基本とすること。なお、クルーズやサイクリング、レンタカードライブ、観光列車等、移動手段が観光コンテンツを兼ねるケースも想定し企画すること。

- ・コロナによる移動制限等、外的リスクの状況を適宜把握し、関係者との間で本ツアーの催行に必要な事前対応、調整の確認を実施前に十分に行うこと。
- ・招請者に対して実施するヒアリングやアンケート調査などの内容については、より効果的な内容となるよう検討し、事前に機構に相談すること。
- ・本ツアーの行程上必要となる移動手段や宿泊、コンテンツ等について手配するとともに、本ツアー催行に必要な費用について本事業費に含めること。（想定例：招請者の、自宅・オフィスから本ツアー開始地までおよび解散地からの帰りの交通費等、本ツアー内の移動に際しての有料道路料金や施設での駐車料金および食事料金（コンテンツに入る等、特別な場合を除き、夕食除く）、コンテンツの体験費用や施設入場料、本ツアー参加中の万一の事態へ対応する保険等、本ツアーの円滑な実施に必要な経費その他ツアー催行に伴う費用）
- ・機構職員（1名随行分）に関する費用を本事業費に含めること。
- ・海外から招請する場合、瀬戸内地域に招請する際の利用航路は定期航空路線を利用し、航空機はエコノミークラスの利用を基本とすること。
- ・ツアー催行に際して通訳が必要な場合は通訳案内等を準備することとし、費用は本事業費に含めること。
- ・本事業を通じて最終的に造成された商品を「機構サイト (<https://contents.setouchitrip.com/>)」に掲載すること。なお、対応言語は日本語、英語、仏語、独語の4言語とする。また、翻訳にあたっては日本語を単純に翻訳するのではなく、対象言語を母国語とする翻訳者と日本語を母国語とする翻訳者の複数体制で行い、日本独自の表現に対しても適正なものとなるよう考慮することとし、構成・文章については、機構と事前に協議して決定すること。
- ・本取り組みで造成された商品の販売促進においては、機構の他事業との連携を考慮したものとするべく、機構との協議のうえで展開すること。

<活動指標（アウトプット）>

周遊ツアー造成件数：6件以上

<成果指標（アウトカム）>

招請した旅行会社等の造成によるガイド付き商品等を含む旅行商品の予約参加組数・売上額15組・1125万円

※原則、訪日外国人を対象とするが、渡航制限の状況に応じて、アウトカム達成を果たすべく、在日外国人の取り込み注力等に転換を図る。

※令和5年3月末までの実績が0等、目標を大きく下回った場合は、令和5年度において追跡調査ができるようにすること。

(II) 受入環境整備事業

<実施内容>

④ 地域での滞在、周遊の満足度向上のためにターゲット層から強く求められているガイド機能を強化すべく、瀬戸内での広域周遊に対応できるガイド育成を目的とした講座を実施する。

実施にあたっては、以下の三点を含む内容とすること。

- ・瀬戸内エリア内各コンテンツ等基本知識の習得（主に座学）。

※基本知識とは、瀬戸内地域広域に渡っての案内ができる諸知識を指す。

また、パンフレット等で得られる概要的な知識のみならず、よりターゲット層に求められることが多い、各所等の歴史背景等を踏まえた知識の撰取も基本知識として含め、本事業ならではのスキル向上の場となるよう内容を企画すること。

- ・現場研修を通じた具体的な案内スキル等の習得（主に実地）。

※拠点のみの案内スキルのみならず、途中の移動区間全体の諸知識および移動手段等に関しても案内ができるように内容を企画すること。

- ・受講者間のコミュニケーション醸成機会の創出

※瀬戸内地域におけるガイド間での知見交換等が事後図られていき、瀬戸内エリアの広域ガイド全体の底上げに貢献することを念頭に設定すること。

当該機会については、単県個別の機会とならないように配慮し、実施に際しては、機構と相談のうえで実施方等決定すること。

<詳細及び留意事項>

- ・瀬戸内地域を中心に、(I)で作成した「広域周遊モデルルート」に沿った講座内容とすること。
- ・実践的なガイディング知識・技術が参加者に得られるような内容となるよう、留意して提案すること。
- ・座学、実地共に関係者との間で本講座の催行に必要な事前調整を十分に行ったうえで、告知、集客すること。また、当該受講者は、言語スキルをベースに、基準を持って選出すること。

<活動指標（アウトプット）>

育成講座：オンライン座学育成講座開催2回以上、実地研修3コース以上（訪問箇所総計で、7県を網羅すること。）

※座学に関しては、上記に加え、オフライン講座の提案も可とする。

参加者数：ガイド育成講座参加者数30人以上

※実地研修については、講座参加者が参加場所を選択できるものとする。

※ガイド研修受講者の実地研修中の宿泊、食事、体験および移動費等諸経費については、本事業費に含めること。

〈成果指標（アウトカム）〉

育成講座に参加したガイドによる、造成したガイド付き商品を含む旅行商品でのツアー催行回数：10件以上。

※令和5年3月末までの実績が0等、目標を大きく下回った場合は、令和5年度において追跡調査ができるようにすること。（

（Ⅲ）旅行商品流通環境整備事業で作成するガイド紹介リストに載せる人数：10人以上。

※紹介リストは、機構の指定するガイド情報を参考にするこ

(guide_info_2022.pdf (setouchitrip.com))

（Ⅲ）旅行商品流通環境整備事業

〈実施内容〉

瀬戸内地域の広域周遊ツアーに対応できるガイドリストを作成し、同ガイド等を活用した造成コンテンツの販売促進及び販路拡大に向けた、FAM ツアー招請および育成したガイドと旅行会社、ランドオペレーター等とのネットワーク構築および商談の場を設定する。

⑤ガイドを活用した造成コンテンツの販売。

ガイド人材を含む商品販売のネットワークを持つ旅行会社等の招請を実施し、ガイド付きツアー商品の磨き上げをするとともに、既存コンテンツを含む本事業で造成したツアー等商品の販売促進、販路開拓を行う。

・販売成果の把握および具体的な販売商品の詳細情報を報告すること。

・招請ツアーは1件につき最低2県以上跨ぐ周遊を想定し、全ての行程を合わせると7県が網羅されているよう配慮すること。

・招請者については、機構過年度事業での DMC、ランオペ情報（「機構サイト (dmc_info_2022.pdf (setouchitrip.com)) および landoperetor_info_2022.pdf (setouchitrip.com)」）を参考にするるとともに、機構が今年度展開する他事業での招請事業者を考慮したものとなるよう、機構と協議のうえで決定すること。

⑥ガイドと旅行会社等とのネットワーク構築

- ・ガイドと旅行会社等とのネットワーク構築については、(Ⅱ)において育成したガイドの機会創出に向けた、旅行会社等との交流の場を設けるとともに、造成した商品の販促機会として商談会を実施する。なお、商談会については、上記招請ツアーにあわせて実施しても良いものとする。

⑦ガイドリストの作成

せとうち観光推進機構サイトへの掲載情報（ガイド紹介）の作成と掲載については、「機構サイト ([guide_info_2022.pdf\(setouchitrip.com\)](#))」に記載されている内容を参考に、“広域周遊”に資する内容とすること。

<詳細及び留意事項>

(Ⅰ)の<詳細及び留意事項>を踏襲すること。

<活動指標（アウトプット）>

招請ツアー催行回数は2回以上とし、3事業者を招請すること。

<成果指標（アウトカム）>

招請した旅行会社等の造成によるガイド付き商品等を含む旅行商品の予約参加組数・売上額15組・1125万円

<その他（全事業共通）>

- ・各事業の実施時期等、事業スケジュールを提案書へ具体的に記載すること。
- ・Ⅰ～Ⅲの全事業の運営管理する者（以下、進行管理者。）を指定したうえで、事業者内の役割分担等について企画提案書に記載すること。進行管理者は本業務が円滑に運営されるよう相互調整を行いつつ事業の進捗等について把握し、個別事業の進捗や担当者の認識に齟齬等が出ないように努めること。
- ・特に現地研修等においては、各所との事前確認を取り、状況把握、適宜機構への相談のうえ進めること。
- ・事業の実施結果については事業実施報告書により報告し、報告内容については、事前に機構に確認のうえ、取り纏めること。
- ・事業の活動指標（アウトプット）及び成果指標（アウトカム）の把握手法について提案書に記載すること。また事業の各指標の成果が分かるよう事業実施報告書に結果を記載すること。
- ・テキストや使用する写真等、掲載情報については請負業者の責任において収集するとともに、必要な掲載許可等を取得すること。
- ・業務の実施に際しては、実施状況を月1回計画の進捗、課題等について定期的に報告するとともに、機構との連絡調整を十分に行い、円滑な事業実施に努めることとする。

- ・ターゲット市場は欧米豪（米・英・仏・独・豪）とし、ターゲット属性は Experienced Traveller 層（異文化好奇心を持つ旅慣れた知的旅行者）、Special Interest Traveller（特定の趣味嗜好で旅行先を選ぶ旅行者）の富裕層を対象として内容を設計すること。

(IV) 報告書提出

① 提出物

- ・以下、業務完了報告書を添えて、以下の資料等について提出すること。
事業実施報告書（カラー）、調査集計データ、コンテンツデータ、デジタルパンフレットその他の成果物を保存した電子媒体（CD又はDVD）

② 提出場所

- ・機構の担当者宛に電子メールで提出すること。ただし、業務完了報告書及び事業実施報告書については、紙ベースでも各一部ずつ機構宛てに提出すること。

③ 提出期限

- ・令和5年3月17日（金）

7. その他

- ① 受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は機構に帰属するものとする。また、その処理については、機構の指示に従うこと。
- ② 本業務の成果（成果物の報告書のみならず一部のデータ等も含む。）は、期間の制限なく無償でホームページ、印刷物等のあらゆる媒体、手段・方法により、公表（公開、配付等）することを想定し、二次利用可能な権利関係に関する著作権の許諾等の手続きを行うこと。また、本業務における成果品に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）は、機構に帰属するものとする。
- ③ 業務の実施に伴い知り得た情報は適切に管理すること。
- ④ 業務の実施に伴い知り得た機構及び関係機関の機密情報を第三者へ漏らさないこと。
- ⑤ 機構は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- ⑥ 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに機構に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- ⑦ 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

- ⑧ 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、機構は契約を解除して損害賠償を請求する場合がある。
- ⑨ 契約代金の支払いに関しては、機構と協議の上、決定するものとし、計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書等から、その費用を差し引いた額で精算するものとする。
- ⑩ 安全の確保に配慮した体制を整えて業務を遂行すること。自然災害や感染症等の発生状況により、当初計画での業務遂行が困難になったときは、速やかに機構へ相談し、指示に従うこと。
- ⑪ 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- ⑫ 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を機構HP等に公開する。公開に関して、受託者はこれを了承するものとする。
- ⑬ この事業は、観光庁「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業（[広域周遊観光促進のための観光地域支援事業 | 観光地域づくり | 政策について | 観光庁 \(mlit.go.jp\)](http://mlit.go.jp)）」に基づく事業であるため、補助金交付要領等を熟読の上で、制度に沿った内容で提案すること。

8. 概算予算

20,000,000 円（税込）

9. 契約代金の支払い

業務完了後の精算払いとする。

10. 物品の所有権

受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は機構に帰属するものとする。また、その処理については 機構の指示に従うこと。

11. 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、海外旅行業務や通訳業務、印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により機構に事前に報告し承認を得るものとする。

12. 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (4) 上記（1）（2）（3）の規定は、「11. 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

13. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- (2) 事業の実施に当たって、インフルエンサー等からの情報発信を行う際は、各国の法律・慣習などを確認の上、可能な限り該当する投稿についてプロモーションである旨を明示すること。
- (3) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (4) 本契約終了に伴い、契約期間内に受領したパンフレットやグッズ等の資料や配布物に在庫のある場合は、機構の指示に基づき、指定する宛先に送付すること。送付に係る費用は本受託者が負担すること。

(一社) せとうち観光推進機構 担当：田原、遠藤 電話：082 - 836 - 3217
--